

参考資料（空家等・特定空家等に関する対応方針）

空家等、特定空家等の定義		関連する事象	対応の方向性	主管課	対応の手法
空家等	①建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する者を含む。）	○使用されていないが、居住可能な家屋	○適正管理 ○活用促進	企画観光課	1 調査・データベース化 2 不動産（空家）の斡旋
				住民福祉課	4 管理課への戸籍等の情報提供
				税務課	5 管理課への固定資産情報の提供
		○居住しているが独居高齢等により空家予備軍となっている	○予防	健康保険課	6 管理課への独居高齢者及び高齢世帯情報の提供
	○空家と農地をセットで取得したい		農林振興課	7 新規就農者への農地斡旋	
	○立木等が道路の通行を妨げている	○適正管理 ○治安	地域整備課	8 バリケード等の設置による応急措置	
特定空家等	②倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態	○台風による老朽化部分の飛散（近隣住民への被害） ○放火等による被害	○防災 ○防犯 ○保安	総務課	1 除却を想定した行政処分の対応
		○特定空家認定により固定資産税の住宅用地特例が適用されない	○税制措置	税務課	2 固定資産税の住宅用地特例に関する措置
	③著しく衛生上有害となる恐れのある状態	○ゴミ等の放置、不法投棄による臭気・虫等の発生	○衛生	住民福祉課 （環境係）	1 ゴミ処理対応
	④適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	○多数の損壊や立木等の繁茂により、近隣集落の景観を損ねている。	○景観維持	企画観光課	1 所有者への助言・指導 2 立木等の伐採
	⑤その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	○動物が住みつき、汚物等の放置により臭気が発生 ○未施錠等による不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている	○治安 ○防犯	総務課	1 所有者への助言・指導
○立木等が道路の通行を妨げている		○適正管理 ○治安	地域整備課	2 バリケード等の設置による応急措置	